

神戸港港湾幹線道路（ハーバーハイウェイ）における ETC システム利用規程

令和 5 年 12 月 13 日
港神第 1727 号港湾局長決裁

（目的）

第 1 条 この利用規程は、国土交通省が定める神戸市の港湾幹線道路（ハーバーハイウェイ）における有料道路自動料金収受システムの使用に関する要綱に規定する ETC システムの利用規程として、神戸市港湾局が管理する港湾幹線道路（ハーバーハイウェイ）において、有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成 11 年建設省令第 38 号）第 1 条に規定する有料道路自動料金収受システム（以下「ETC システム」という。）を利用して通行するにあたり、港湾施設条例施行規則第 15 条の 2 の規定に基づき必要な事項を定めたものである。

（規程の準用）

第 2 条 港湾幹線道路（ハーバーハイウェイ）における ETC システムの利用にあたっては、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社が定める ETC システム利用規程（令和 5 年 3 月 24 日付官報で公告されたもの）の 2 条以下を準用する。なお、ETC システム利用規程中の「公社等」または「ETC システム取扱道路管理者」は神戸市港湾局と読み替えるものとする。また、ETC システム利用規程が改定されたときは、改定されたものの 2 条以下を準用する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。